

政府備蓄米の買戻し条件付売渡しについて
【第3回以降】

令和7年4月
農林水産省農産局

1. 売渡対象者

以下の条件を全て満たす者

- ・ 年間の玄米仕入量が5,000トン以上の集荷業者
- ・ 卸売業者等への販売の計画・契約を有する者
(入札の際に当省に販売計画等提出いただきます)

2. 売渡数量・売渡方法

- ・ 第3回は、令和5年産米10万トンを販売予定
- ・ 入札により売渡し
※ 夏の端境期まで毎月実施予定（需給状況を踏まえ売渡数量、時期を決定）

3. 申込上限数量

「売渡予定数量」×「申請者の集荷数量のシェア」に基づき上限を設定

4. 売渡予定価格

「財政法」及び「予算決算及び会計令」に基づき設定

5. 集荷業者からの買戻し期限

原則として売渡しから1年以内（双方協議の上延長することも可能）

6. 卸売業者等への販売状況の報告・公表

- ・ 買受者から販売数量・金額を隔週で当省へ報告
- ・ 報告内容は当省で取りまとめ、当省HPで公表